

長野県いじめ防止対策推進条例〔概要〕

(平成 27 年 3 月 19 日施行)

長野県・長野県教育委員会

いじめが、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることを鑑み、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、並びに県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、条例を制定した。

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)の施行以降、国、県、市町村、学校等では法を踏まえたいじめ防止等のため対策が進められているが、本条例の制定により、いじめの防止等に関する意識の向上を図り、さらに取組を進め、県民総ぐるみでいじめの問題を克服していきたい。

どんな条例なのか？

(_____ 部分が本県独自の規定や考え方を示しています。)

(1) 目的 (第 1 条)

いじめの防止等(いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処)のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、対策の基本となる事項を定め、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例と相まって、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) 定義 (第 2 条)

- ① 学校…県内にある小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校が該当。
- ② 保護者…親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者

(3) 基本理念 (第 3 条)

- ① 学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすること。
- ② 児童生徒がいじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにすること。
- ③ 関係者の連携の下、県民総ぐるみでいじめの問題を克服することを目指すこと。

(4) 関係者の責務、役割

- ◇ 県の責務 いじめの防止等のための施策を総合的に策定し、実施する。その際、国、市町村、学校の設置者等の関係者との連携協力を努める。[第 5 条]
- ◇ 学校の設置者の責務 学校においていじめの防止等のために必要な措置を講ずる。

[第 6 条]

- ◇ 学校と教職員の責務 関係者と連携して、いじめの未然防止と早期発見に取り組む。
いじめを受けていると思われるときは、事実を確認し、適切かつ迅速に対処する（いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等）。
教職員の言動が児童生徒に与える影響を認識することの必要性を明記。 [第7条]
- ◇ 保護者の責務 子の教育に第一義的責任を有することから、監護する児童生徒がいじめを行うことのないよう教育を行うこと、監護する児童生徒がいじめを受けたときは適切に保護すること、学校等への協力について明記。 [第8条]
- ◇ 県民の役割 児童生徒が安心して学習等に取り組むことのできる地域社会を実現するため、主体的かつ自主的に取り組むよう努める。 [第9条]

(5) 県における、主ないじめ防止等のための対策

- 「いじめ防止基本方針」を策定する。[第10条] …平成26年3月26日制定。
- 関係機関・団体の連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。[第11条]
…平成27年5月に設置予定。
- 児童生徒が、いじめ防止に向けて主体的に取り組むための施策を推進する。[第3条2項]
…「いじめ防止子どもサミットNAGANO」（小中学生対象）、「ICTカンファレンス」（高校生対象）の開催。
- 児童生徒、保護者等が安心して相談できる体制の充実を図る。[第12条]
…教職員の資質向上のための研修、スクールカウンセラー事業の拡充、スクールソーシャルワーカー活用事業の充実、「学校生活相談センター」と「子ども支援センター」による連携支援等。
- インターネットによるいじめの防止等のため、学校・保護者間の連携協力を促進する。
[第13条] …単位又は連合PTAへの情報提供及び助言。
- いじめ防止の重要性、相談制度等について啓発活動を実施するとともに、児童生徒の理解を深めるための資料を作成する。…児童生徒向けリーフレット等の作成及び指導資料の提供。
[第14条]
- 県立学校の児童生徒に重大事態（例：生命・心身等への重大被害）が発生した場合には、教育委員会又は学校は、心理、法律等の専門家等による組織を設けて調査を行う。[第15条]
…「いじめ等学校問題支援チーム」による対応。
- 重大事態への対処及び同種の事態の発生防止のため必要と認めるときは、知事が再調査を行うとともに、総合教育会議において再発防止の措置の協議を行う。[第16条]
…再調査を行う者（組織）は、その都度判断する。